



環状第二号線沿道新橋地区 街並み再生方針活用の手引き

令和2年（2020年）5月

（令和4年3月一部修正）

港 区

目 次

1. 街並み再生地区の区域	p. 1～3
2. 街並み再生方針の内容	
・容積率割増しの仕組みと上限	p. 4
・容積率の割増し①の内容	p. 5～9
・容積率の割増し②の内容	p. 10～13
3. 建物完成までの手続き	p. 14～16

目 的

この手引きは、「街並み再生方針」を活用した計画を促進するため、地権者の皆様に内容の理解を深めて頂くために作成しております。また、開発計画を検討する事業者の皆様に内容の詳細や手続き等に関する疑問点を解消して頂くために、ポイント（★印）やQ & Aを示しております。

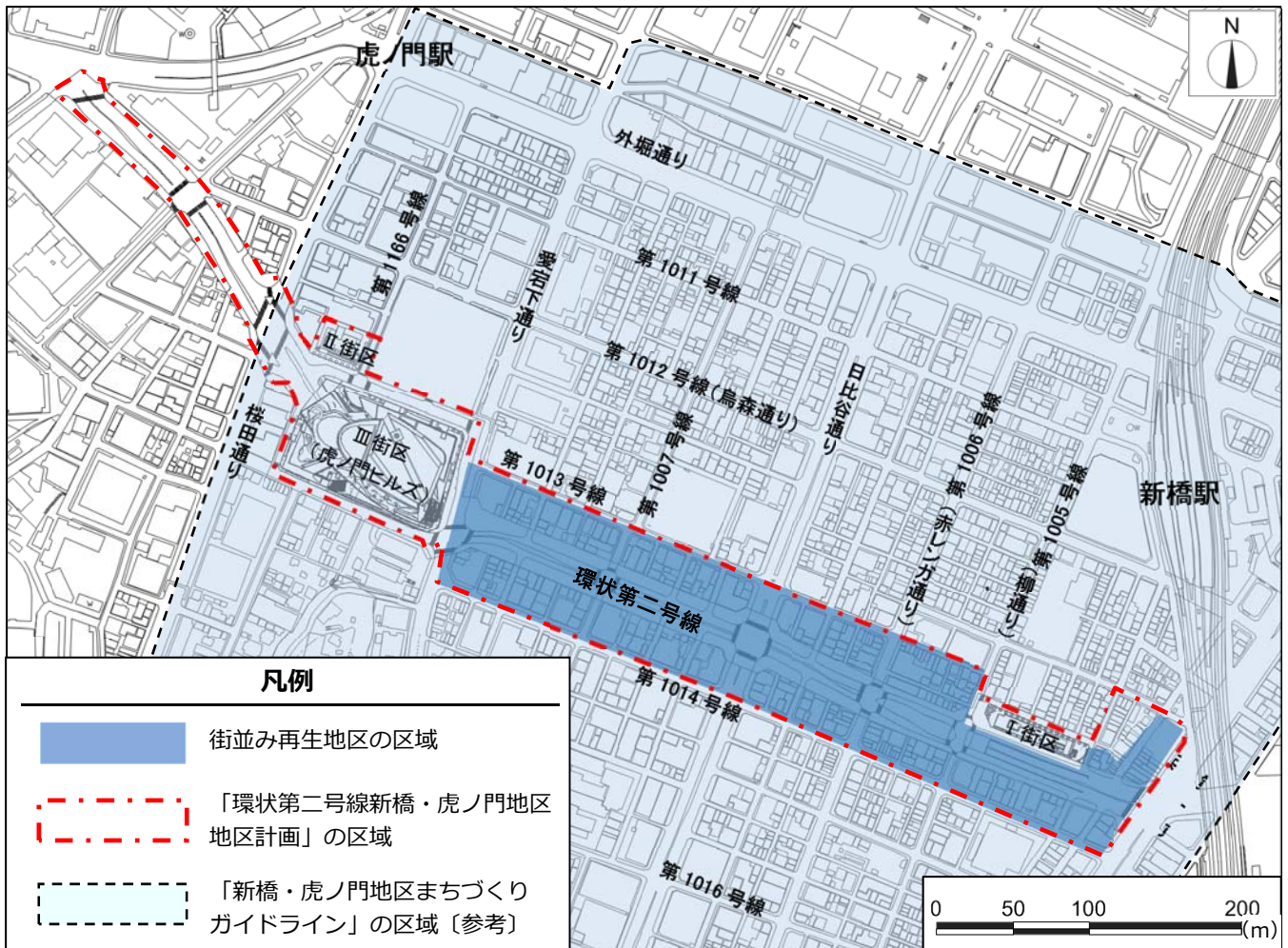
1. 街並み再生地区の区域（対象区域）

環状第二号線沿道新橋地区（以下「本地区」という。）は、平成 25 年 3 月、「東京のしやれた街並みづくり推進条例（東京都）」に基づく**街並み再生地区**に指定されました。

本地区では、目指すべき街並みの形成に向け、**街並み再生方針**として以下の目標を掲げるとともに、その実現に向けた街並み再生の貢献項目と容積率の割増し（「2 街並み再生方針の内容」参照）を明示しています。この方針に沿った建築物を計画することにより、容積率の割増しを受けることができます。

- ・ 名 称 : 環状第二号線沿道新橋地区
- ・ 位置及び区域 : 港区西新橋二丁目 16～23 番、32～39 番、
新橋四丁目 1～4 番、6 番、7 番、20～31 番
- ・ 面 積 : 約 8.4ha

<区域図>



・整備の目標 <方針 1>※

「次世代の東京を象徴するシンボルストリートの実現」

- 1) にぎわいと統一感のある街並みの形成
- 2) 土地の有効利用の実現
- 3) 魅力と活力のある持続的なまちづくりの推進

※本冊中の<方針…>は本地区街並み再生方針の記載箇所を示します。

Q. 本地区内において建築物を計画する場合、街並み再生方針を活用しなければならないのですか？

A. 街並み再生の貢献に基づく容積率の割増しを受けない場合は、街並み再生方針を活用する必要はありません。街並み再生方針を活用する場合は、敷地条件（敷地面積 250 m²以上など、p4 参照）などの要件を満たす必要があります。
地区全域に地区計画が定められているため、方針の活用の有無に関わらず、建築確認申請の前に、都市計画法第 58 条の 2 に基づく行為の届出が必要となります。その際は、地区計画の地区整備計画に定められている事項（風俗用途の制限や高さの最高限度 80m など、p14 参照）を満たす必要があります。

Q. 街並み再生方針を活用する場合、記載されている基本的事項など<方針 2～5>を必ず実施しなければならないのですか？

A. 街並み再生方針に記載している基本的事項などについては、まちづくりの方向性を示しているものであり、その方向性に沿って検討していただくことを基本としています。やむを得ず実施できない内容がある場合は、港区開発指導課にご相談ください。

街並み再生方針の制度概要

街並み再生方針は、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例（東京都）」に基づく街区再編まちづくり制度で、敷地の細分化等により市街地の更新が進まない地区において、都市基盤の再編等の地域の課題を解決していくため、地域の実情に即した柔軟なまちづくりのルールを定めるものです。

土地所有者等は、合意形成の整った街区ごとに、都市計画の提案を行うことができ、弾力的な規制緩和、小規模・段階的な開発が可能となります。

柔軟かつ段階的なまちづくりを促進し、課題を解決しながら市街地の再編整備を進め、個性豊かで魅力ある街並みを実現します。

段階的に市街地の更新が進み、最終的に街区全体が再編されるイメージ



※「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」及び「街区再編まちづくり制度」の詳細については、東京都のホームページをご参照ください。

(http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/fop_town/index.html)

街並み再生方針を活用する流れ

街並み再生方針を活用する場合、以下のとおり、街並み再生の貢献内容を「再開発等促進区を定める地区計画」に定め、共同建替え等を行っていきます。

STEP 1 街並み再生地区・街並み再生方針

└ 街並み形成をコントロールするための方針・方策を事前明示

STEP 2 再開発等促進区を定める地区計画

└ 街並み再生の貢献内容を都市計画に定める

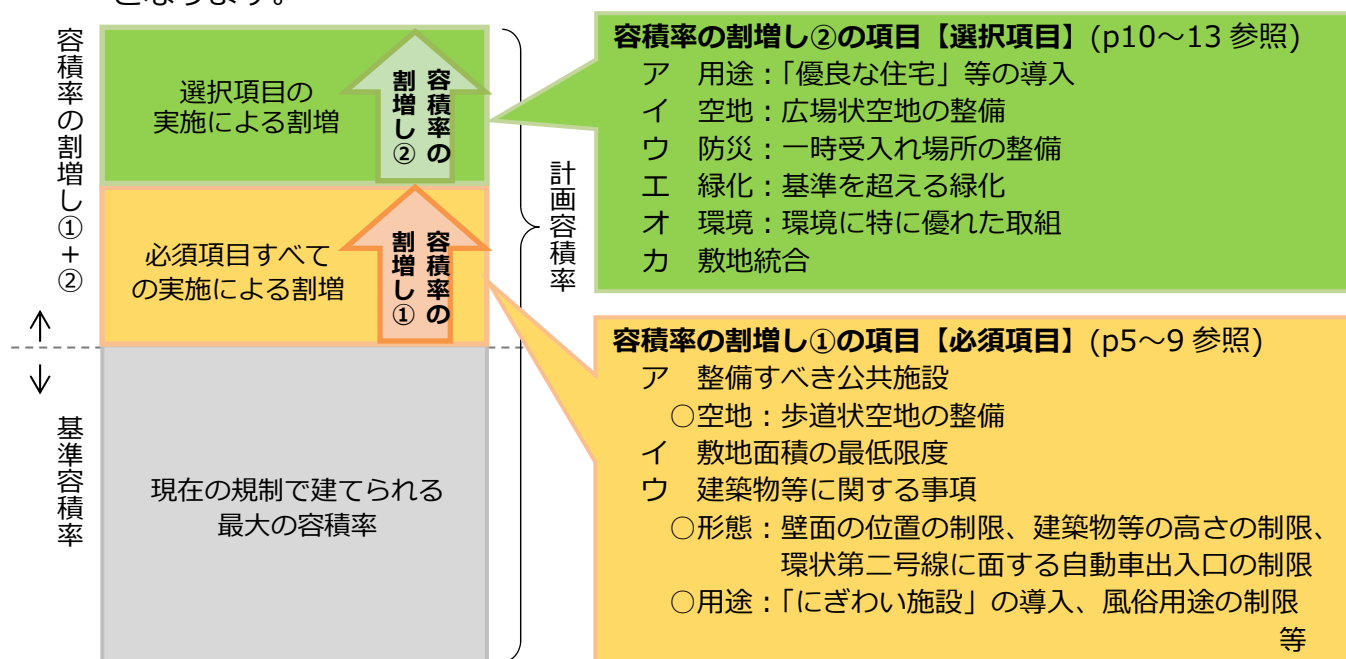
STEP 3 共同建替え等の実施

2. 街並み再生方針の内容

容積率の割増しの仕組みと上限

本地区では、街並み再生方針に沿った建築物を計画し、必要な手続きを行うことにより、容積率の割増しを受けることができます。

- 容積率の割増しを受けるには、**容積率の割増し①の項目【必須項目】**の該当要件をすべて実施することが必要です。また、敷地面積 500 m²以上の場合、**容積率の割増し②の項目【選択項目】**の要件を選択して実施することで、更なる容積率の割増しが可能となります。



- 敷地条件や計画内容に応じて容積率の最高限度が定められています。

容積率の最高限度

<方針 6 表 1 及び表 2>

上段：割増し①+②	【必須項目】 + 【選択項目】
下段：割増し①	【必須項目】

敷地条件	「街区整備」・「街区再編」	環状第二号線に接する敷地		その他の道路に接する敷地	
		500 m ² 以上	250 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上	250 m ² 以上 500 m ² 未満
容積率の最高限度	1,000%	900%	800%	850%	750%
	850%	800%		750%	

「街区整備」：敷地の集約化により敷地**外周全て**が道路に接し、かつ**環状第二号線**に接すること
(敷地面積 500 m²以上)

「街区再編」：敷地の集約化と幅員の狭い**道路の再編**を一体的に行い、敷地外周の 3/4 以上が道路に接し、かつ**環状第二号線**に接すること (敷地面積 1,000 m²以上)

「環状第二号線に接する敷地」：敷地境界線の長さの **1/6 以上**が**環状第二号線**に接すること

「その他の道路に接する敷地」：敷地境界線の長さの **1/6 以上**が**地区内ネットワーク道路** (p5 図参照) に接すること

上記の敷地条件を満たさない場合は、容積率の割増しを受けることができません。

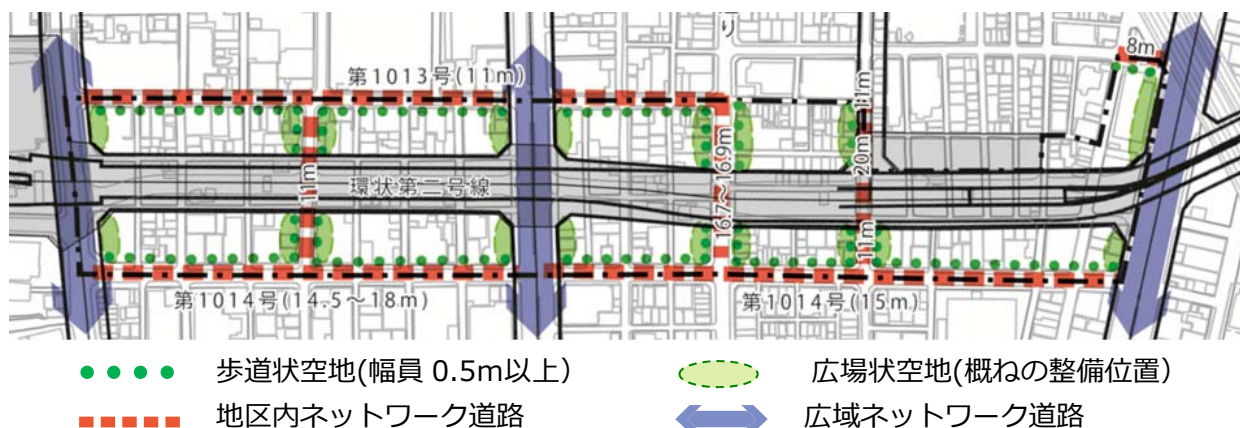
容積率の割増し①【必須項目】の内容

ア 整備すべき公共施設 <方針 6(1)①ア>

○空地

- ・地区内ネットワーク道路沿いに歩道状空地（幅員 **0.5m以上**）を整備

<街並み再生方針図 1>



※地区内ネットワーク道路及び広域ネットワーク道路は、「新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」に位置付けた道路で、快適な歩行者ネットワークを形成する道路です。

Q. 歩道状空地に、看板や植栽などを配置できますか？

A. 原則として、看板や植栽などを配置することはできません。

なお、歩道状空地は、歩行空間として高さ 2.5m以上を確保する必要があるため、隣接して植樹する場合は、枝や葉などを適切に維持管理してください。

イ 敷地面積の最低限度 <方針 6(1)①イ>

- ・敷地面積の最低限度 **250 m²**

Q. 隣接する地権者と敷地を統合し、面積 250 m²以上となる敷地において、一体的な建築物を計画する場合、土地の所有権を変更する必要がありますか？

A. 計画建築物の敷地が 250 m²以上であれば、土地の所有権に関係なく要件を満たします。

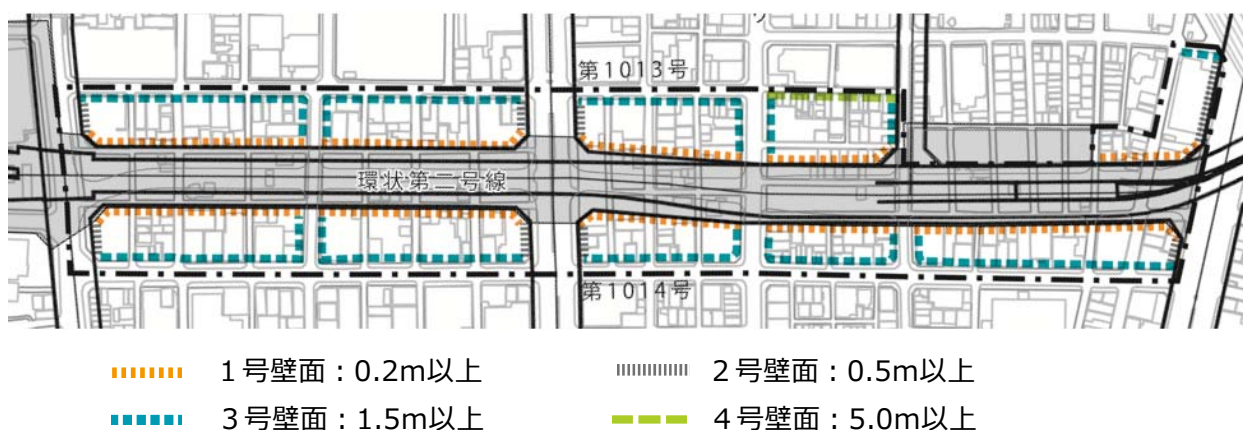
ウ 建築物に関する事項 <方針6(1)①ウ>

○形態

・建築物の壁面の位置の制限

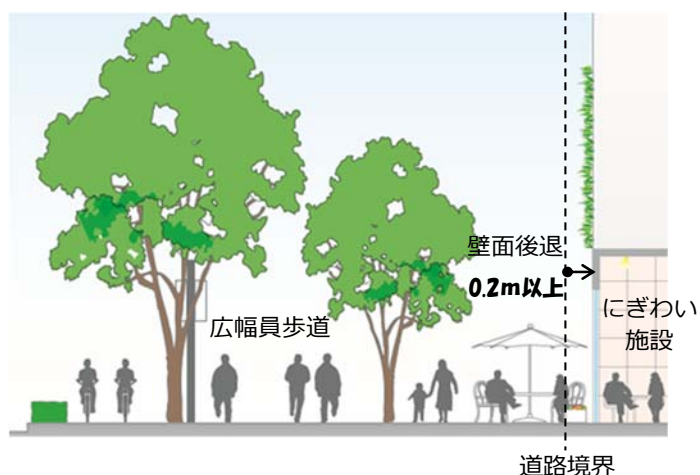
環状第二号線に面する建築物	⇒	1号壁面： <u>0.2m以上</u>
広域ネットワーク道路に面する建築物	⇒	2号壁面： <u>0.5m以上</u>
地区内ネットワーク道路等に面する建築物	⇒	3号壁面： <u>1.5m以上</u>
		4号壁面： <u>5.0m以上</u>

<街並み再生方針図2>

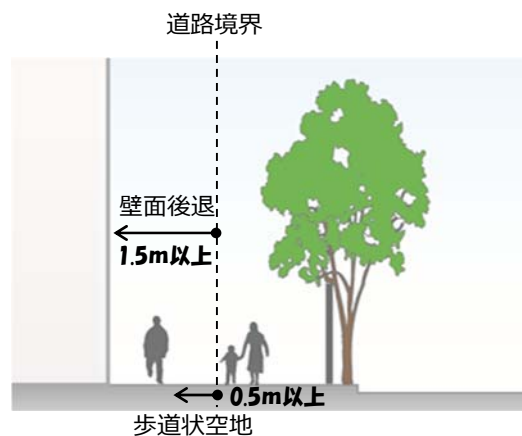


道路沿いのイメージ図

(環状第二号線沿い)



(地区内ネットワーク道路沿い)



Q. 壁面後退の区域内に、歩道状空地（幅員 0.5m以上）の整備を含めても良いですか？

A. 上記イメージ図のとおり、問題ありません。

Q. 壁面後退の区域内に、看板や植栽などを配置できますか？

A. 歩道状空地以外の部分については、看板や植栽のほか、歩行者の安全性・快適性のために必要なひさし、壁面緑化のための施設は配置できます。

・建築物等の高さの制限

建築物等の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さ）の最高
限度 80m

Q. 前面道路からの斜線制限（建築基準法第56条第1項第1号）を緩和することができますか？

A. 街並み再生方針の活用による道路斜線制限の緩和はありません。

Q. 街並み再生方針を活用する場合、風環境の影響を予測する必要がありますか？

A. 原則として、風環境シミュレーションで影響を予測し、影響が生じる場合は適切な措置を講じてください。

ただし、敷地面積 500 m²未満の小規模建築物や街区再編による大規模建築物の場合は、港区開発指導課にご相談ください。

・色彩等の意匠に関する配慮

建築物等の色彩は、品格と活力ある街並みの創出に資するように配慮する。特に環状第二号線に面する建築物等は、環状第二号線側を正面とし、街路樹等の緑が映えるような色彩等の意匠とする。

屋外広告物は、街並みや建築物との一体性に配慮する。

Q. 街並み再生方針を活用する場合も、景観法に基づく届出を行う必要はありますか？

A. 本地区は、「環状2号線周辺景観形成特別地区」として、景観形成基準と届出対象行為・規模を定め、届出を義務付けているため、届出が必要となります。

なお、街並み再生方針を活用する場合は、東京都景観条例や港区景観条例に基づき事前協議が必要となるので、港区開発指導課にご相談ください。

・原則として、環状第二号線に面して自動車出入口を設けてはならない

Q. 都市交通基盤施設への影響を予測する必要がありますか？

A. 開発により発生する交通量が周辺道路などに与える影響を予測し、必要な対策を行う必要があります。

○用途

- ・環状第二号線に面する建築物は、**1階部分の主たる用途として「にぎわい施設」を導入する**
 - ▶ 物品販売業を営む店舗 例) 洋品店、食料品店、家具店
 - ▶ 飲食店 例) 喫茶店、各国料理店
 - ▶ 公開を目的とした施設 例) アンテナショップ、ショールーム
 - ▶ サービス施設 例) 観光インフォメーションセンター、旅行代理店、両替店、銀行

- ・環状第二号線に面する建築物の**1階部分に「にぎわい施設」を壁面の過半を占めるように配置し**、以下のにぎわいの演出の工夫を行う
 - ▶ 透過性のある素材の使用
 - ▶ オープンテラスやショーウィンドウなどの設置
 - ▶ 照明や展示などによる演出の工夫（環境に配慮した照明器具を選定）
 - ▶ その他、建築物内のにぎわいを通りに表出させる工夫

Q. 環状第二号線に面する部分の幅が狭く、分類上「その他の道路に接する敷地」になるのですが、にぎわい施設を導入しなければなりませんか？

A. 環状第二号線に面する敷地面積 250 ㎡以上の建築物は、原則として、にぎわい施設の導入が必要となります。

ただし、敷地形状上、配置困難な場合は、港区開発指導課にご相談ください。

★「にぎわい施設」は、本地区内に必要であると認められるため、港区開発事業に係る定住促進指導要綱に基づく生活利便施設等として、付置の面積に算定できる場合があります。具体的な算定方法は港区開発指導課にご相談ください。

- ・**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号並びに第5項のいずれかに該当する営業の用に供する建築物の制限**
 - 例) 遊技場営業（ぱちんこ屋、テレビゲーム機等の遊戯施設など）、
性風俗関連特殊営業

★東京都の「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」に基づき、**防災備蓄倉庫**や**自家発電設備**を整備するとともに、**カーボンマイナスの取組の評価基準等**を満たすように計画してください。

Q. カーボンマイナス（CO₂の排出削減）の取組を行う必要がありますか？

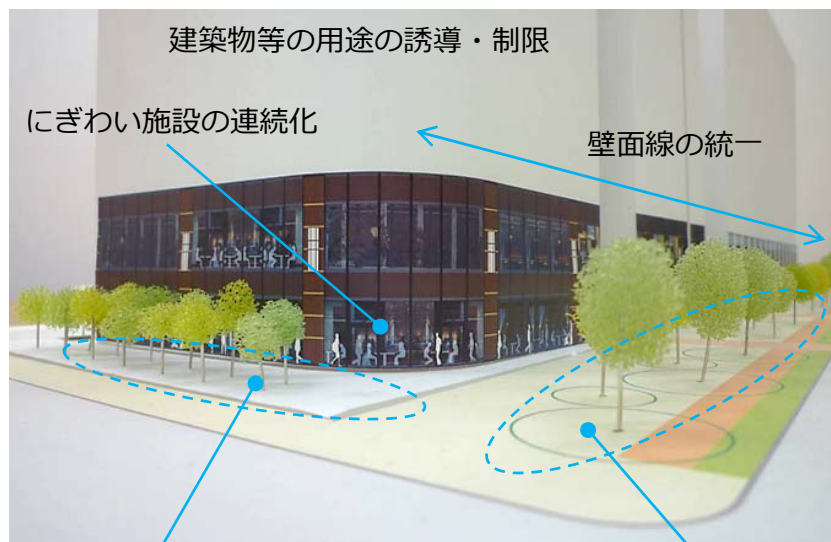
A. 原則として評価基準を満たすように計画してください。なお、環境性能評価に関する取扱い、基準への適合が困難な場合の取扱い等については、東京都の「都市開発諸制度の適用に関する環境都市づくりに係る規定の取扱い指針」やその解説をご参照ください。

(参考)

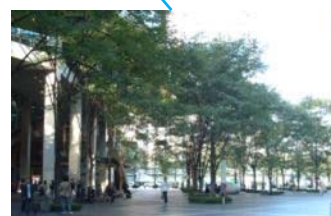
区分	住宅	住宅以外
建築物外皮の熱負荷抑制	①から③のいずれかに適合すること。 ①全住戸の外皮平均熱貫流率 ^{※1} ≤0.87(W/(m ² ・K)) ②住棟単位外皮平均熱貫流率 ^{※1} ≤0.75(W/(m ² ・K)) ③全住戸が住宅仕様基準 ^{※2} の1(1)(3)口を除く)の基準に適合すること	PAL*低減率≥10(%)
設備システムの高効率化	ERR≥0(%)	ERR≥20(%)

(新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針、令和2年12月(改定))

<参考> 環状第二号線沿いのイメージ (にぎわいと統一感のある街並みの形成)



にぎわいのある街角広場



地域の活性化に資するイベント空間

容積率の割増し②【選択項目】の内容

敷地面積 500 ㎡以上の場合は、容積率の割増し②による評価の対象となります。

ア 用途 <方針 6(1)②ア>

(加算容積率)

(ア) 延べ面積の 1/3 以上を「優良な住宅」とする

100%

「優良な住宅」は、以下のすべてを満たすもの

- ▶ 専用床面積 55 ㎡/戸以上（サービス付き高齢者向け住宅はこの限りでない。）
- ▶ 省エネルギー対策等級 4 程度以上
- ▶ 自転車等駐車場 2 台/戸以上設置（サービス付き高齢者向け住宅はこの限りでない。）

Q. 「優良な住宅」の面積は、共用廊下等の容積率の不算入の部分を含められますか？

A. 「優良な住宅」の面積には、共用廊下等の容積率の不算入の部分を含めて算定できますが、集会室、駐車場、自転車等駐車場の部分を含めることはできません。延べ面積は、容積率の不算入の部分も全て含めて算定してください。なお、複合施設の場合は、各床面積の割合に応じて算定してください。

★「優良な住宅」は、港区開発事業に係る定住促進指導要綱に基づく生活利便施設等として、付置の面積に算定できます。

(イ) 延べ面積の 2/3 以上を「優良な住宅」及び「生活利便施設」とする

150%

「生活利便施設」は、港区開発事業に係る定住促進指導要綱実施要領第 8 条第 2 項に定める施設のうち以下のもの

- ▶ 食料品・日用品等生活必需品を取り扱う店舗
- ▶ 医療施設
- ▶ 子育て支援施設
- ▶ 障害者支援施設
- ▶ 高齢者支援施設
- ▶ コミュニティ活動支援施設
- ▶ 教育文化施設
- ▶ その他生活に便利な施設

Q. 「優良な住宅」及び「生活利便施設」の両方を設ける必要がありますか？

A. 上記(イ)の 150%の容積率の割増しを受ける場合、各床面積の割合は問いませんが、両方設ける必要があります。

(ウ) 港区開発事業に係る定住促進指導要綱の有効付置面積を超えた「生活利便施設」

《有効付置面積超の床面積÷敷地面積×100%×係数（原則 1.0）》

上限 100%

(工) 「業務支援施設」を導入

- ・国際的な会議等に対応可能な設備を有したカンファレンスホール(床面積 500 ㎡以上)
- ・その他国際競争力の強化に特に資する施設

《床面積÷敷地面積×100%×係数（原則 0.5）》 上限 100%

- ・容積率の割増し②の 1/2 以上に相当する容積率の床面積分を、東京都の「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」における育成用途に定める文化・交流施設、商業施設、生活支援施設、産業支援施設、住宅施設とする。

イ 空地 <方針 6(1)②イ>

(ア) 街並み再生方針図 1（p5 参照）に示す概ねの整備位置に、幅員 4m 以上かつ面積 100 ㎡以上の広場状空地を整備

50%

(イ) 地区内ネットワーク道路に面する部分に、幅員 3m 以上かつ面積 100 ㎡以上の広場状空地を整備

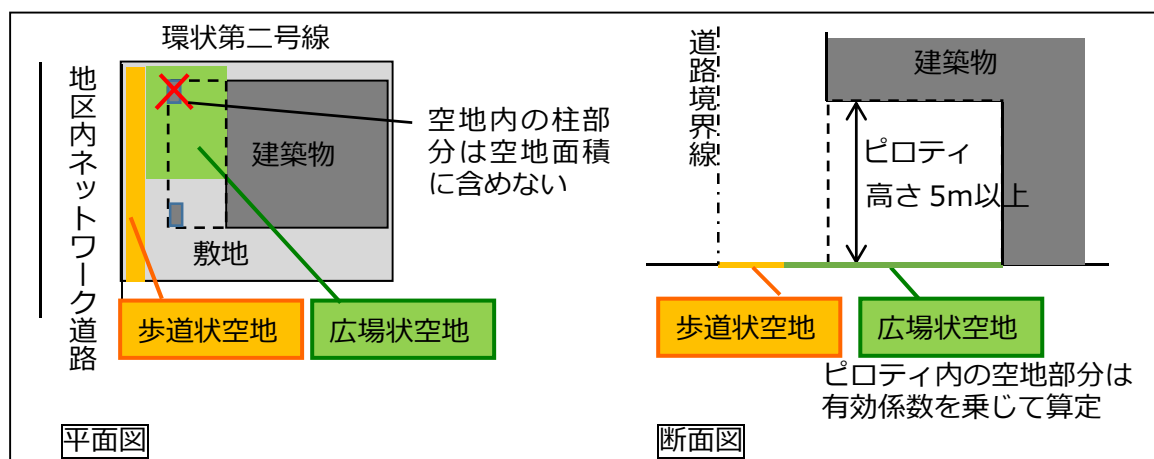
40%

Q. 容積率の割増し①の要件の地区内ネットワーク道路沿いの歩道状空地（幅員 0.5m）に容積割増し②の広場状空地を重複して設けられますか？

A. 整備すべき歩道状空地に広場状空地を重複して設定することはできません。

Q. 広場状空地はピロティ等に設けられますか？

A. ピロティ等を利用して広場状空地を設ける場合、原則、高さ 5m 以上を確保した上で、空地の実面積に「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に基づく有効係数を乗じて得た有効空地面積 100 ㎡以上を一体的に確保してください。なお、空地内の柱部分を有効空地面積に含めることはできません。



Q. 広場状空地を活用して、イベントの開催などを実施できますか？

A. 「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づく「まちづくり団体の登録制度」において、開発区域や公開空地の面積等が一定の条件を満たす場合は、団体登録により、公開空地の本来の効用を損ねない範囲において、地域の魅力を高めるまちづくり活動（オープンカフェやコンサートの実施など）を行うことができます。制度の詳細は、東京都土地利用計画課にご相談ください。

ウ 防災 <方針6(1)②ウ>

・帰宅困難者の一時受入れ場所（一時滞在施設）を整備

建築物の1～3階の部分に以下の全ての機能を備えた一時受入れ場所を確保し、敷地内に表示板を設置する。また、災害時に帰宅困難者の誘導や対応を行い、備蓄物資の維持管理・費用負担を行うことなどの内容を含む協定を竣工後に港区と締結する旨の文書を取り交わす。

- ▶ 建築基準法に定める基準の1.25倍以上又はこれと同等以上の耐震性能を持つ建築物
- ▶ 受入れ人数×3日分の飲料水、食料その他の物資及びそれらを保管する防災備蓄倉庫
- ▶ 非常用発電設備及び非常用エレベーター（3日間稼働できるものとする）

《一時受入れ場所の床面積÷敷地面積×100%×係数0.5》 上限 50%

一時受入れ場所の床面積は、受入れ人数300人（3.3㎡/2人）以上を基準とする。

エ 緑化 <方針6(1)②エ>

・「港区みどりを守る条例」の緑化基準を超えた緑化

《基準超の緑化面積÷敷地面積×100%×以下のそれぞれに定める係数》 上限 50%

- ・道路に面した地上部緑化、屋上やベランダ等の緑化（土壌厚30cm以上） 係数1.0
- ・屋上やベランダ等の緑化（土壌厚30cm未満） 係数0.75
- ・道路に面した壁面緑化 係数0.5

★「港区みどりを守る条例」に基づく「緑化計画書」の提出に必要となる港区環境課との事前協議は、地区計画にかかる書類提出の前までに終わってください。

オ 環境 <方針6(1)②オ>

- ・環境負荷の低減に資する業務系建築物に該当

30%

東京都総合設計許可要綱実施細目の「特に優れた取組」の全てを行う。

カ 敷地統合 <方針6(1)②カ>

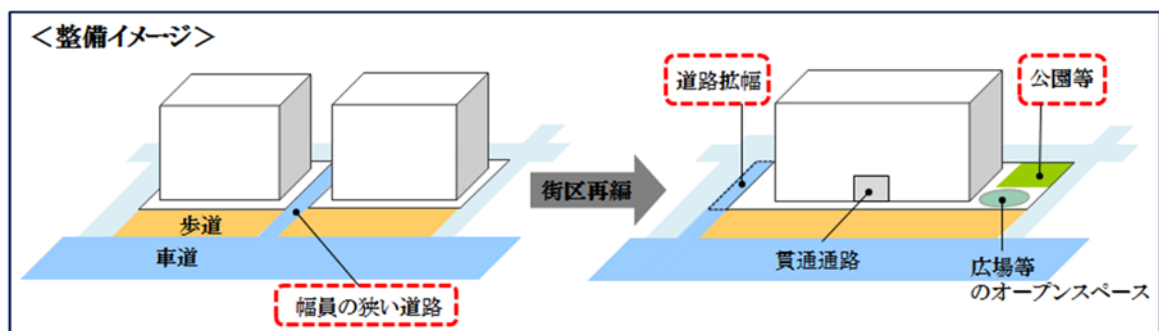
- (ア) 街区再編を行う

50%

Q. 街区再編において、廃止する道路を敷地に算入することができますか？

A. 幅員の狭い道路を廃止する場合、廃止する道路面積と同等以上の面積を、地区内ネットワーク道路の拡幅や公園の整備等を行うとともに、必要に応じて、貫通通路の整備やその他の公共貢献を求めることを基本とします。そのため、道路・公園等として整備する部分は敷地に算入できません。ただし、道路の売却となる場合は敷地に算入できます。

なお、区道を廃止する際には、開発許可の手続きや区議会の承認が必要になります。(p16⑧参照)



- (イ) 街区整備及び街区再編以外の敷地で、
2以上の敷地を統合することにより、敷地面積が500㎡以上となる

30%

Q. 面積500㎡以上の敷地を統合する場合にも適用されますか？

A. 所有者の異なる敷地の統合により、計画建築物の敷地が500㎡以上となる場合に適用できます。統合前の敷地が500㎡以上でも問題ありません。

3. 建物完成までの手続き

地区計画の決定・変更

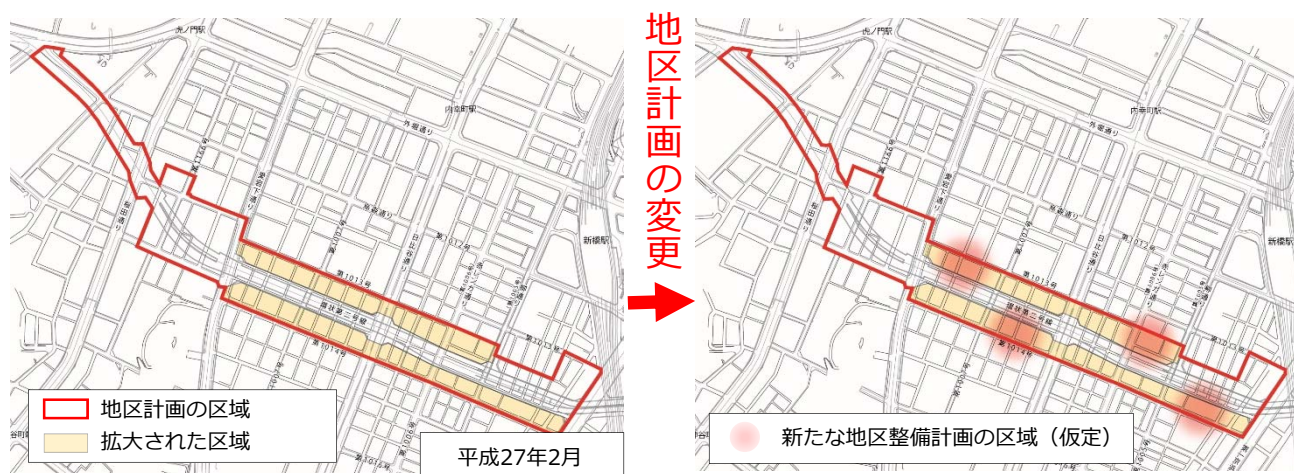
本地区全域には、既存の「環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画」（平成10年12月決定）の区域拡大の変更により、「再開発等促進区を定める地区計画」が定められています。

また、本地区全域に、地区整備計画が定められ、**街並み再生方針の活用の有無に関わらず、建築の制限がかかり、建築確認手続きの前に行為の届出が必要になります。**

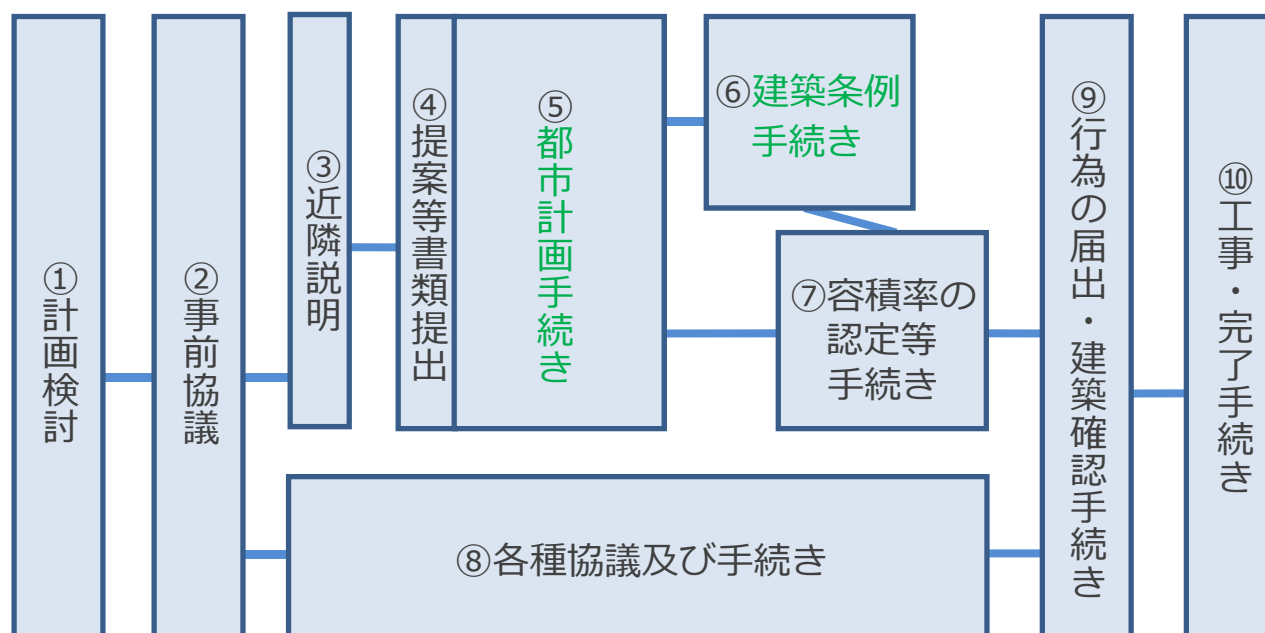
本地区内にかかる建築の制限

- ・ 風俗用途の制限
- ・ 高さの最高限度 80m
- ・ 環二に面して自動車出入口の制限
- ・ 環二に面する部分の1階の主たる用途をにぎわい施設（敷地面積 250 m²以上）
- ・ 環二側から 0.2mの壁面後退（敷地面積 250 m²以上）
- ・ 色彩等の意匠の配慮

街並み再生方針の活用による容積率の割増しを受ける場合、建築確認手続きの前に地区計画を変更し、計画地に新たな地区整備計画として、容積率の最高限度や敷地面積の最低限度等を定める必要があります。このため、以下のような手続きを行います。



手続きの流れ



※⑤、⑥は行政側の手続き

① 計画検討

開発計画の検討や共同化等の合意形成を行います。また、「港区まちづくりコンサルタント派遣制度」により、建築等の専門家のアドバイスを受けることができます。

② 事前協議

開発計画について、街並み再生方針の内容に沿っているかなど、行政と事前に協議を行います。事前協議の窓口は、港区開発指導課（裏表紙の問い合わせ先参照）です。

③ 近隣説明

開発計画の事前協議が整った後、都市計画の内容について、近隣住民等を対象に説明会を行います。なお、対象範囲は、原則として開発計画区域境から計画建築物の高さの1倍の水平距離の範囲内にある土地又は建築物に関して権利を有する者及び居住する者を対象とします。

④ 提案等書類提出

都市計画手続きを開始するための書類を行政に提出します。

提出書類の内容

1 開発計画等の内容を定めた「企画提案書」

企画提案書の内容については、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準実施細目」（以下「実施細目」という。）第2の規定による「企画提案書の標準的内容」を参照してください。

上記のほか、次の3つの書類も企画提案書に添付してください。

① 対象となる土地所有者等(所有権、地上権又は借地権を有する者)の一覧表及び同意書

② 対象となる土地の公図の写し及び登記事項証明書

（借地権を有する者がある場合、建物の登記事項証明書）

③ 計画に係る土地所有者等に対する説明状況報告書

2 都市開発諸制度 地球温暖化対策に関するチェックシート等

※実施細目第5、6を参照してください。

3 業務支援施設等の運営に係る協定書（容積率の割増し②ア(工)に該当する場合）

4 一時滞在施設に関する協定を約束する文書（容積率の割増し②ウに該当する場合）

5 緑化計画書（容積率の割増し②エに該当する場合）

提出先：上記1、4、5→港区、上記2、3→東京都

⑤ 都市計画手続き

地区計画を変更し、新たな地区整備計画を定めるための期間として、6ヶ月程度かかります。

手続き期間中の主な内容と手順

- ・地区計画の変更（原案）を港区建設常任委員会に報告
- ・地区計画の変更（原案）の説明会（地区計画区域全域にかかる土地所有者等を対象）
- ・原案の公告・縦覧、意見書の提出
- ・地区計画の変更（案）を東京都都市整備委員会及び港区建設常任委員会に報告
- ・地区計画の変更（案）の説明会（地区計画区域以外の方も含めての説明会）
- ・案の公告・縦覧、意見書の提出
- ・港区都市計画審議会に付議
- ・東京都都市計画審議会に付議（通常5、9、11、2月の年4回開催）
- ・都市計画の決定（地区計画の変更）・告示

⑥ 建築条例手続き

新たな地区整備計画に定めた制限を、建築基準法上の制限としてかける条例を定めるための期間として、3～6ヶ月程度かかります。

（都市計画決定から2ヶ月程度先の区議会において定めることになります。）

⑦ 容積率の認定等手続き

地区整備計画に容積率の最高限度を定めた区域内において、建築基準法第52条の規定の適用除外を受けるための認定（建築基準法第68条の3第1項）の手続き期間として、2ヶ月程度かかります。

⑧ 各種協議及び手続き

景観条例、みどりを守る条例、紛争予防条例（建築計画や工事の説明会）など、建築行為において必要な手続きです。別紙「街並み再生方針を活用する建築物の計画等をする際の主な問い合わせ先一覧」でご確認ください。

街区再編により区道を廃止する際は、開発許可の手続きや区議会において承認を受けるなどの期間が必要になります。

⑨ 行為の届出・建築確認手続き

建築の行為の届出（都市計画法第58条の2）を提出した上で、建築確認手続きを行ってください。

⑩ 工事・完了手続き

建築確認済証の交付後、工事の着手となります。

工事完了後は、完了検査などの所定の手続きを行ってください。

問い合わせ先 港区 街づくり支援部 開発指導課 都市再生担当
TEL : 03-3578-2111 内線 2481

「環状第二号線沿道新橋地区 街並み再生地区」の詳細は港区ホームページ(<http://www.city.minato.tokyo.jp>)より、「環状第二号線沿道新橋地区」で検索してください。